資料第２　目　次

第１回　検討小委員会（R７．９．９）

項番	資　　料　　名
１	労働者側提出資料 ・【特賃審議会】福井県の電機産業について ・製造業における電機の位置 ・金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用
２	労働者側提出資料 ・2025 年　特定最低賃金の金額改正の必要性について 　　繊維機械、金属加工機械製造業（E263、E266）

2025年9月9日

【特賃審議会】福井県の電機産業について

労側代表　山田佐智生（電機連合）

1　労働協約締結率について　※「第522回参考 44~59」参照

労働協約締結率63.4%（=7,238名／11,413名≒2／3）での改正申出であることを重く受け止め、特定最賃改正により、未組織の電機産業労働者へと波及させるべきである。
（2024年 32都道府県で電気特賃改正。29都道府県が労働協約ケースで、うち21が改正）

2　経済構造実態について　※添付「資料1」参照

① 製造業計に占める電機産業の従業者の割合は、全国で13%、福井県においては20%を超える。＝全国でも9番目に高い就業率である。（従業者数でも全国23位であり、人口順位を大きく上回る）

② 電機産業の製造品出荷額（30人以上の事業所）は、全国の製造業の約13%に対し、福井県では29%を占める。＝全国6位（昨年8位、昨年比≒5pt増）

③ 電機産業の製造品付加価値額（30人以上の事業所）は、全国の製造業の約14%に対し、福井県では37%を占める。＝全国4位（昨年8位、昨年比≒9pt増）

上記①~③に示すとおり、福井県における電機産業は、従業者数、出荷額、付加価値額すべてにおいて**優位性があり、主要な産業である**と言える。

「製造業計」に占める「電機計」の割合【就業者数】（全事業所）

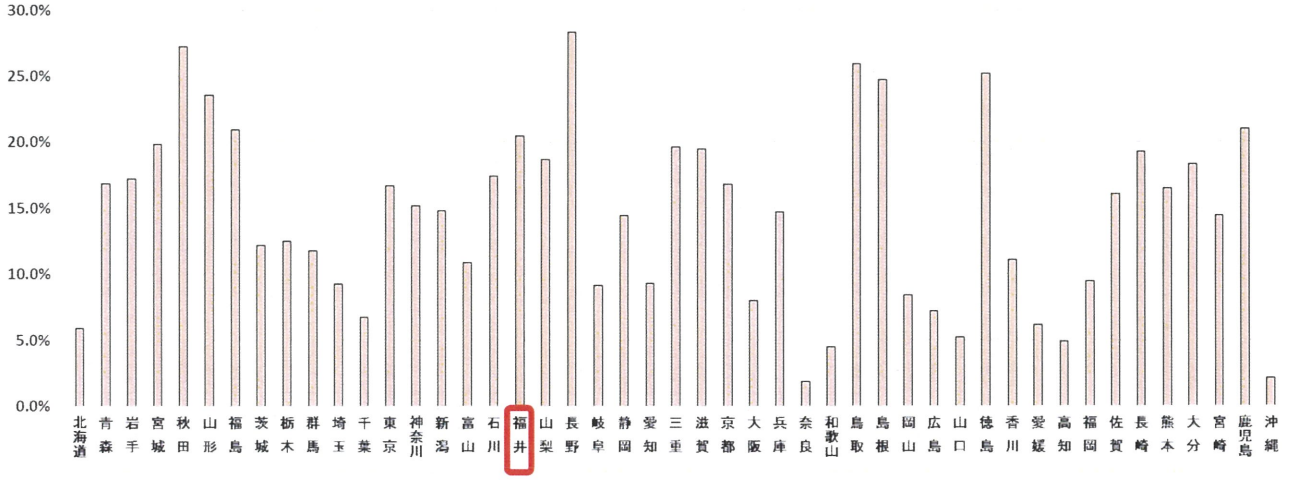

「製造業計」に占める「電機計」の割合【製造品出荷額等】（従業者30人以上の事業所）

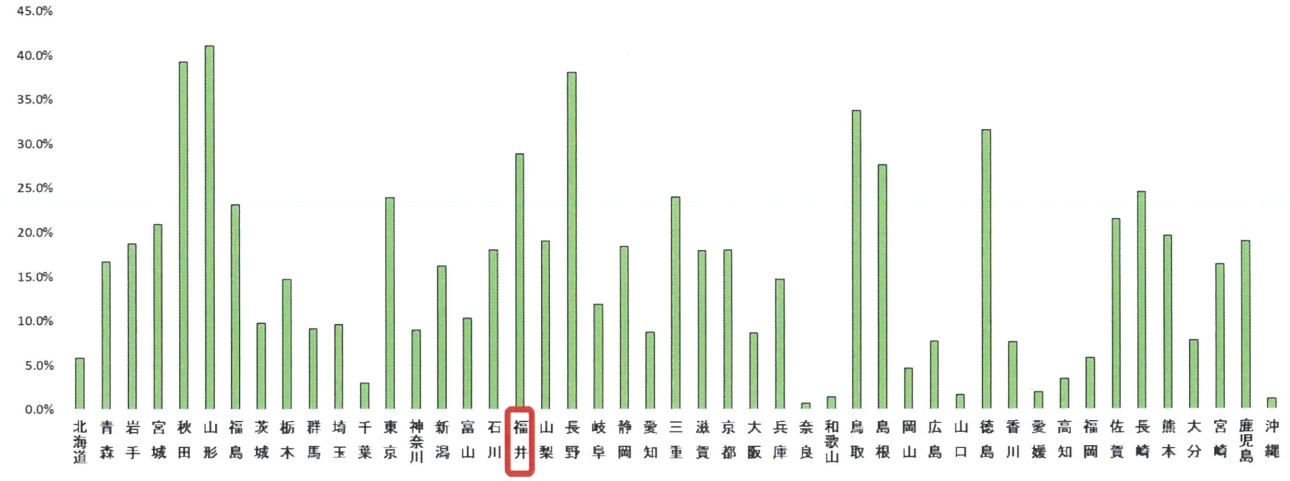

2025年9月9日

「製造業計」に占める「電機計」の割合【付加価値額】（従業者30人以上の事業所）

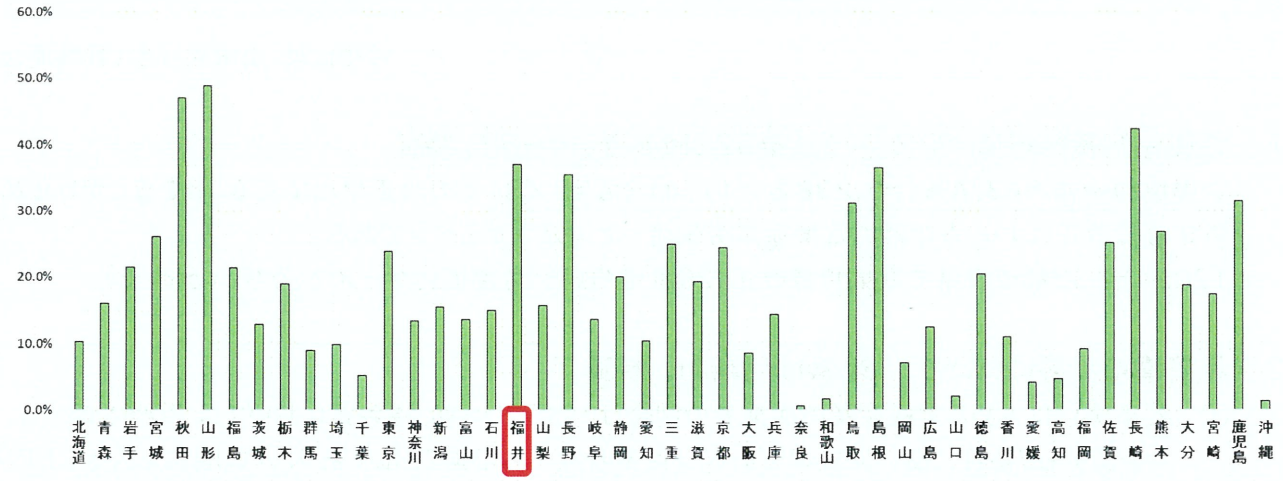

3　県内電機連合管下（7社）の初任給と企業内最低賃金　※第522回参考-43参照

2025春闘では、労働協約締結7社の全てにおいて、高卒初任給および企業内最低賃金が200,000円／月を越え、時給換算では1,200円以上となった。（昨年最低額993円／時から大幅UP）

4　特定最低賃金に対する提言　※「金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用」参照

① 地賃＝生活安定（セーフティネット）の役割が中心、
特賃＝地域における産業の魅力を高め、産業内労働者の公正な賃金追求することが役割。

② 特賃は「労使が力を合わせて生産性向上に取り組むきっかけになる」
→一企業では難しい取引価格の適正化が進めやすくなる。

③ 当該産業の賃金水準を上げること自体が、人材獲得の競争力向上につながる。
→人手不足が深刻なだけに、経営者にとってもメリットがあること。

④ 年による景気の変調で地賃引上げが抑制されたとしても、活況な産業の特賃引上げを図ることによって、翌年以降の地賃の着実な改善につなげることができる。（翌年の地賃引上げによる影響率を低減することができる）

主要かつ好況な産業における**特賃は積極的に引上げを図ることが、産業内での格差是正とバリューチェーン全体の適切な価格転嫁を進めることになり、公正競争の確保と経済の好循環につながっていく。**

以上のことから、電気機械器具最低賃金については、改定が不可欠と考えます。

以上

製造業における電機の位置（従業者数、出荷・生産・付加価値額）全事業所

製造業における電機の位置（従業者数、出荷・生産・付加価値額）従業者30人以上の事業所

資料1

都道府県	経済構造実態調査 ※1（全事業所）、従業者数（人）								経済構造実態調査 ※1（従業者30人以上の事業所）															
				電機計		製造業計	「製造業計」に占める「電機計」の割合		電機計								製造業計				「製造業計」に占める「電機計」の割合							
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電気機械器具製造業	情報通信機械器具製造業	人数	順位		割合	順位	従業者数		製造品出荷額等		生産額		付加価値額		従業者数	製造品出荷額等	生産額	付加価値額	従業者数		製造品出荷額等		生産額		付加価値額	
									（人）	順位	（百万円）	順位	（百万円）	順位	（百万円）	順位	（人）	（百万円）	（百万円）	（百万円）	割合	順位	割合	順位	割合	順位	割合	順位
全国	419,731	500,578	105,807	1,026,116	—	7,734,473	13.27%	—	916,392	—	43,335,928	—	40,821,755	—	15,038,479	—	6,072,333	336,571,646	310,478,213	96,299,821	15.09%	—	12.88%	—	13.15%	—	15.62%	—
山　形	14,052	6,213	2,738	23,003	17	97,681	23.55%	6	20,749	18	1,251,386	13	1,195,273	11	585,072	6	77,202	3,046,197	2,995,551	1,198,089	26.88%	7	41.08%	1	39.90%	1	48.83%	1
秋　田	13,837	2,349	518	16,704	22	61,333	27.23%	2	15,744	22	536,981	25	531,996	26	253,937	22	47,324	1,368,172	1,343,465	539,312	33.27%	1	39.25%	2	39.60%	2	47.09%	2
長　崎	7,050	2,692	847	10,589	34	54,902	19.29%	13	10,262	34	399,849	33	474,124	28	269,719	20	41,511	1,629,483	1,668,450	637,095	24.72%	9	24.54%	8	28.42%	7	42.34%	3
福　井	11,780	3,230	467	15,477	23	75,549	**20.49%**	**9**	14,648	25	668,836	22	633,928	23	279,945	19	56,315	2,318,028	2,179,916	756,722	26.01%	8	**28.85%**	**6**	29.08%	6	**36.99%**	**4**
島　根	7,631	1,856	960	10,447	35	42,265	24.72%	5	10,032	35	341,105	36	338,675	36	143,915	32	32,832	1,236,072	1,208,370	394,250	30.56%	4	27.60%	7	28.03%	8	36.50%	5
長　野	28,840	14,666	14,854	58,360	3	205,903	28.34%	1	52,473	3	2,361,277	5	1,652,442	5	725,963	4	161,141	6,202,102	5,016,538	2,047,498	32.56%	2	38.07%	3	32.94%	3	35.46%	6
鹿児島	12,594	2,255	476	15,325	26	72,938	21.01%	7	14,802	23	377,236	35	375,355	35	183,205	28	53,842	1,988,933	1,919,923	582,397	27.49%	6	18.97%	16	19.55%	15	31.46%	7
鳥　取	3,941	3,642	473	8,056	39	31,098	25.91%	3	7,175	41	267,585	38	222,298	40	69,578	40	24,780	793,654	727,011	223,626	28.95%	5	33.72%	4	30.58%	5	31.11%	8
熊　本	10,237	4,615	592	15,444	25	93,807	16.46%	21	14,755	24	621,023	23	645,744	21	301,806	17	76,997	3,170,942	3,109,299	1,125,927	19.16%	21	19.58%	14	20.77%	14	26.81%	9
宮　城	12,651	6,954	3,227	22,832	18	114,979	19.86%	10	21,279	17	1,038,680	15	1,020,232	15	295,970	18	90,921	4,960,411	4,861,542	1,133,499	23.40%	11	20.94%	13	20.99%	13	26.11%	10
佐　賀	5,131	4,747	333	10,211	36	63,554	16.07%	22	9,826	36	454,892	29	456,370	29	182,159	29	52,635	2,114,129	2,060,855	725,348	18.67%	22	21.52%	12	22.14%	12	25.11%	11
三　重	21,587	18,158	512	40,257	7	205,046	19.63%	11	38,323	6	2,782,784	3	2,513,174	3	781,089	3	176,472	11,587,777	11,097,355	3,136,097	21.72%	13	24.01%	9	22.65%	11	24.91%	12
京　都	8,565	14,888	1,434	24,887	15	148,062	16.81%	19	21,892	15	1,031,396	16	1,018,875	16	525,542	10	109,325	5,726,753	5,407,690	2,154,358	20.02%	18	18.01%	20	18.84%	18	24.39%	13
東　京	10,551	25,312	8,559	44,422	6	265,946	16.70%	20	35,090	7	1,552,527	6	1,414,016	7	541,261	8	165,426	6,482,979	6,099,031	2,264,286	21.21%	16	23.95%	10	23.18%	10	23.90%	14
岩　手	10,672	3,016	1,148	14,836	27	86,083	17.23%	17	13,811	26	526,408	26	533,984	25	167,598	31	69,413	2,807,480	2,749,625	779,246	19.90%	20	18.75%	17	19.42%	16	21.51%	15
福　島	14,296	8,669	9,054	32,019	12	152,760	20.96%	8	29,013	10	1,187,966	14	1,176,430	12	359,764	15	123,899	5,133,829	5,011,698	1,683,450	23.42%	10	23.14%	11	23.47%	9	21.37%	16
徳　島	8,877	3,225	63	12,165	32	48,337	25.17%	4	11,799	31	682,562	21	686,445	20	199,753	27	38,535	2,161,512	2,130,851	975,952	30.62%	3	31.58%	5	32.21%	4	20.47%	17
静　岡	11,561	44,689	2,896	59,146	2	408,750	14.47%	26	53,767	2	3,321,970	2	3,241,903	2	1,152,754	2	328,370	18,041,679	17,317,485	5,760,319	16.37%	26	18.41%	18	18.72%	19	20.01%	18
滋　賀	16,429	15,515	1,609	33,553	11	172,367	19.47%	12	32,061	8	1,548,606	7	1,084,820	14	513,734	11	150,415	8,618,221	7,956,992	2,665,941	21.32%	15	17.97%	21	13.63%	25	19.27%	19
栃　木	7,089	14,501	3,148	24,738	16	197,935	12.50%	28	22,366	14	1,351,556	11	1,168,976	13	496,439	12	162,824	9,169,719	8,828,507	2,616,276	13.74%	28	14.74%	25	13.24%	26	18.98%	20
大　分	6,338	2,088	3,616	12,042	33	65,749	18.32%	15	11,673	32	420,109	31	412,585	31	223,799	26	52,805	5,399,844	5,349,648	1,192,872	22.11%	12	7.78%	35	7.71%	36	18.76%	21
宮　崎	5,235	1,649	1,065	7,949	41	55,059	14.44%	27	7,648	39	252,718	39	249,007	38	90,061	38	42,845	1,545,079	1,464,482	517,357	17.85%	24	16.36%	23	17.00%	21	17.41%	22
青　森	6,276	2,951	131	9,358	38	55,565	16.84%	18	8,733	38	242,373	40	237,420	39	62,750	41	43,865	1,453,020	1,398,506	390,539	19.91%	19	16.68%	22	16.98%	22	16.07%	23
山　梨	7,115	4,534	1,938	13,587	29	72,692	18.69%	14	12,017	30	459,783	28	454,535	30	137,585	34	57,112	2,414,226	2,360,242	874,631	21.04%	17	19.04%	15	19.26%	17	15.73%	24
新　潟	15,517	9,635	1,274	26,426	13	178,649	14.79%	24	23,761	13	752,030	19	733,670	19	244,877	23	133,023	4,640,354	4,347,470	1,580,866	17.86%	23	16.21%	24	16.88%	23	15.49%	25
石　川	10,950	4,578	1,639	17,167	21	98,620	17.41%	16	16,140	21	505,003	27	505,398	27	142,345	33	75,322	2,799,085	2,731,428	947,943	21.43%	14	18.04%	19	18.50%	20	15.02%	26
兵　庫	9,552	38,977	5,095	53,624	5	364,089	14.73%	25	49,243	4	2,449,681	4	2,253,673	4	716,861	5	299,063	16,655,414	15,433,698	4,995,281	16.47%	25	14.71%	26	14.60%	24	14.35%	27
岐　阜	6,396	12,143	409	18,948	20	206,982	9.15%	36	16,856	20	687,842	20	642,667	22	241,889	24	157,394	5,791,824	5,588,201	1,774,853	10.71%	33	11.88%	27	11.50%	27	13.63%	28
富　山	9,647	3,317	385	13,349	30	122,482	10.90%	32	12,139	29	384,078	34	375,899	34	169,586	30	99,824	3,732,661	3,615,792	1,248,669	12.16%	32	10.29%	28	10.40%	29	13.58%	29
神奈川	16,744	24,295	13,743	54,782	4	361,006	15.17%	23	45,188	5	1,512,622	8	1,490,819	6	584,183	7	293,180	16,785,777	16,389,719	4,338,574	15.41%	27	9.01%	32	9.10%	33	13.46%	30
茨　城	7,759	24,620	1,280	33,659	10	275,558	12.21%	29	30,312	9	1,364,230	10	1,365,923	8	532,293	9	233,489	13,946,186	13,469,294	4,142,865	12.98%	30	9.78%	29	10.14%	30	12.85%	31
広　島	6,540	8,561	355	15,456	24	214,305	7.21%	39	13,285	27	814,298	18	812,795	17	322,352	16	168,125	10,545,617	9,474,514	2,575,672	7.90%	39	7.72%	36	8.58%	35	12.52%	32
香　川	2,256	5,789	***	8,045	40	72,409	11.11%	31	7,523	40	207,758	41	193,005	41	71,388	39	55,112	2,708,834	2,590,641	649,352	13.65%	29	7.67%	37	7.45%	37	10.99%	33
愛　知	10,733	63,117	4,750	78,600	1	845,283	9.30%	34	70,618	1	4,813,217	1	4,812,597	1	1,558,862	1	710,311	54,862,295	41,938,267	15,030,753	9.94%	36	8.77%	33	11.48%	28	10.37%	34
北海道	7,385	1,967	390	9,742	37	165,503	5.89%	42	8,939	37	317,101	37	315,731	37	132,442	35	116,087	5,451,878	5,215,961	1,285,487	7.70%	40	5.82%	39	6.05%	38	10.30%	35
埼　玉	12,441	16,752	6,442	35,635	9	385,901	9.23%	35	28,794	11	1,270,652	12	1,250,349	10	437,710	13	289,506	13,218,003	12,701,973	4,426,240	9.95%	35	9.61%	30	9.84%	31	9.89%	36
福　岡	8,133	12,802	850	21,785	19	229,749	9.48%	33	19,046	19	614,446	24	597,574	24	229,724	25	182,050	10,472,725	10,172,497	2,482,486	10.46%	34	5.87%	38	5.87%	39	9.25%	37
群　馬	8,465	14,477	2,775	25,717	14	218,386	11.78%	30	21,833	16	834,506	17	805,925	18	266,939	21	176,204	9,121,902	8,828,662	2,944,442	12.39%	31	9.15%	31	9.13%	32	9.07%	38
大　阪	7,741	25,092	2,869	35,702	8	446,661	7.99%	38	26,354	12	1,384,229	9	1,268,695	9	414,302	14	302,739	15,948,211	14,744,622	4,806,196	8.71%	38	8.68%	34	8.60%	34	8.62%	39
岡　山	6,345	5,475	709	12,529	31	149,176	8.40%	37	11,189	33	413,572	32	393,600	32	117,324	37	119,244	8,869,099	8,695,704	1,654,150	9.38%	37	4.66%	40	4.53%	40	7.09%	40
千　葉	5,131	7,354	1,814	14,299	28	211,434	6.76%	40	12,244	28	424,970	30	389,506	33	126,087	36	167,512	13,938,447	13,351,551	2,382,306	7.31%	41	3.05%	42	2.92%	42	5.29%	41
高　知	471	681	***	1,152	45	23,543	4.89%	44	961	45	16,729	45	16,208	45	6,814	45	14,605	484,206	433,496	144,352	6.58%	43	3.45%	41	3.74%	41	4.72%	42
愛　媛	1,501	3,488	25	5,014	43	81,639	6.14%	41	4,409	42	104,121	43	105,323	43	35,137	43	60,775	5,179,783	4,987,407	830,460	7.25%	42	2.01%	43	2.11%	43	4.23%	43
山　口	2,343	2,719	24	5,086	42	97,787	5.20%	43	4,359	43	125,569	42	108,595	42	44,183	42	82,590	7,411,111	7,058,230	2,116,898	5.28%	45	1.69%	44	1.54%	44	2.09%	44
和歌山	1,011	1,042	309	2,362	44	52,520	4.50%	45	2,148	44	36,538	44	35,110	44	15,337	44	38,519	2,577,979	2,532,591	888,301	5.58%	44	1.42%	45	1.39%	45	1.73%	45
沖　縄	90	402	12	504	47	23,683	2.13%	46	395	47	4,299	47	3,478	47	1,593	47	14,953	361,428	312,579	113,011	2.64%	46	1.19%	46	1.11%	46	1.41%	46
奈　良	245	881	***	1,126	46	60,748	1.85%	47	718	46	12,238	46	11,821	46	3,731	46	45,900	1,698,587	1,600,888	565,573	1.56%	47	0.72%	47	0.74%	47	0.66%	47

（出所）経済産業省「経済構造実態調査」を元に集計

2025年版

金属産業の発展に向けた特定最低賃金の活用

特定最低賃金とは

●特定最低賃金は、最低賃金法に位置づけられており、特定の産業又は職業について設定される最低賃金です。

●産業の労使が申出や審議に参加し、産業の実態を踏まえた最低賃金を設定しています。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	●企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの	●すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネット
適用対象	●産業または職業ごとに適用 ●その産業の「基幹的労働者」に適用	●産業・職業を問わずすべての労働者に適用 ●都道府県ごとに適用
決定方式	●関係労使の申出により新設、改正又は廃止 ●新設、改廃は労使のイニシアティブによる	●行政機関に決定を義務付け （全国各地域について必ず決定されなければならない）
効力	●刑事的な効力は、最低賃金法にはなし（労働基準法第24条違反、30万円以下の罰金） ●民事的な効力（最低賃金に満たない賃金を定めた労働契約は無効）	●刑事的な効力（50万円以下の罰金） ●民事的な効力（同左）

資料出所：厚生労働省

特定最低賃金の意義と役割

特定最低賃金は、産業の魅力を高め、産業の持続的な発展を促す

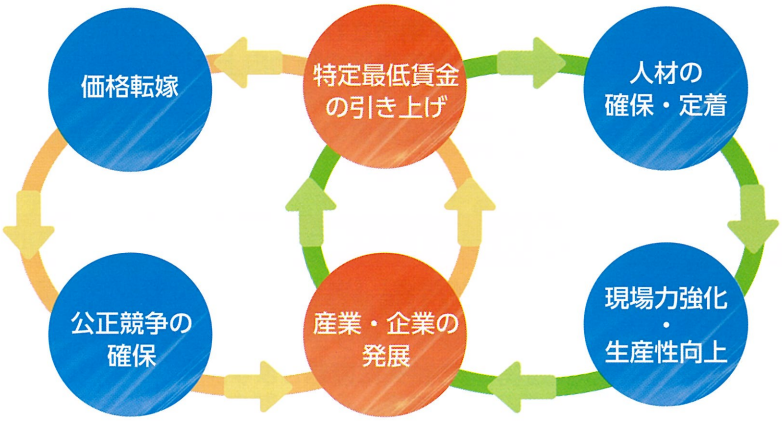

●金属産業では、現在の特定最低賃金が誕生して以来30年以上にわたって、労使合意の下で、特定最低賃金の新設・金額改正を積み重ねてきました。

●金属産業は基幹産業として地域経済を支え、良質な雇用を生み出しています。しかしながら、近年は、労働環境が厳しいことなどから、とりわけ中小企業では人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。このため、**特定最低賃金によって入口賃金の優位性を確保することで産業の魅力を高め、人材の確保・定着を進めていく**必要があります。

●人材の確保・定着なしに、現場力の強化、生産性向上を図ることはできません。特定最低賃金の引き上げをきっかけとした労務費・人件費の上昇は適切に価格転嫁を進め、**バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適切に配分し、産業全体の健全な発展を促していきます。**

	最低賃金法の目的	金属産業における役割
労働者にとって	労働者の生活の安定	労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし、**産業内の賃金格差を是正**する
使用者にとって	労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保	入り口賃金の優位性を確保し、**産業の魅力を高め、人材の確保・定着につなげる**
日本経済・金属産業にとって	国民経済の健全な発展に寄与する	産業にふさわしい最低賃金によって**公正競争を確保し、産業の健全な発展を促す**

特定最低賃金の動向

特定最低賃金に係る国会審議（2025年３月18日・参議院予算委員会）

ポイント

村田享子議員	政府として、使用者側にも特定最低賃金の意義を伝えることが大事。
福岡厚生労働大臣	関係労使から申出があれば、**円滑な審議が進められるよう取り組む**。
村田享子議員	使用者側から未来永劫絶対審議に応じないといった発言も出ている。ここを調整するのが厚生労働省の役割。
岸本労働基準局長	特定最低賃金制度の趣旨も含めた**最低賃金制度の意義や目的**について、最低賃金の改定額を御審議いただく**地方最低賃金審議会の委員に御理解いただく**ことは重要である。

企業内最低賃金に消極的な経団連　賃上げ波及の本気度は（2025年３月６日・日経電子版）

編集委員　水野 裕司

ポイント

- 特定最低賃金の制度には、長所も多いと学識者ら専門家から指摘されている。法定最低賃金の中心的な仕組みである地域別最低賃金は、セーフティーネット（安全網）の役割が軸になる。これに対し**特定最低賃金は、その産業で働く人たちの公正な賃金水準を追求できる利点**がある。
- 特定最低賃金は、地域の産業の魅力を高め、担い手の人材を企業が獲得する助けにもなる。地域別最低賃金とは別の待遇改善のルートがある強みを、もっと生かすことが必要ではないか。
- 経団連は、**「賃金と物価の好循環」実現**には、雇用されている人の７割が働く中小企業の継続的な賃金上昇が欠かせないとの認識だ。その手段は価格転嫁と春の賃上げの推進だけではない。**特定最低賃金の制度も、活用のしがいがあるツール**だ。

中小企業４団体連名による「最低賃金に関する要望」（2025年４月17日）（抜粋）

６．産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を

例えば、各地域において成長が期待される産業分野について、賃金水準や企業の支払い能力の実態を反映した**特定最低賃金額を定めることにより産業集積地の魅力向上を図り**つつ、地域全体の最低賃金額については急激な引上げを抑えるなど、改めて、**現下の地域経済や雇用の実情を踏まえた特定最低賃金の運用を検討することも一つの方策**と考える。こうした考え方も参考に、特定最低賃金の運用やあり方について、各地域の労使のイニシアティブに基づく議論を促すべきである。

ものづくり離れが進み、生産現場を支える人材確保が困難に

- 生産年齢人口の減少等により**人材獲得競争が激化**し、とりわけ**中小では人材不足により企業の存続を脅かしかねない状況**となっています。金属産業は、バリューチェーン全体で「強み」を発揮しており、**人材不足によるバリューチェーンの危機は、産業全体の競争力の喪失に直結**します。
- 有効求人倍率は、2018年度に1.62倍に上昇した後コロナ禍で低下し、2024年度は1.25倍程度となっています。しかしながら**生産工程で働くことを希望する求職者は職業計を大きく下回っています**。このため、金属産業の生産工程の有効求人倍率は他と比較して著しく上昇し、**生産現場を支える人材の採用が困難**となっています。

■製造業の人手不足感（雇用人員判断ＤＩ）

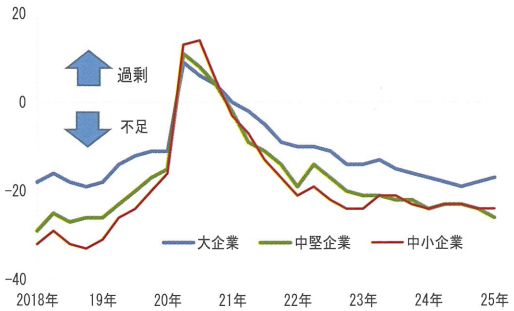

■有効求人倍率の推移

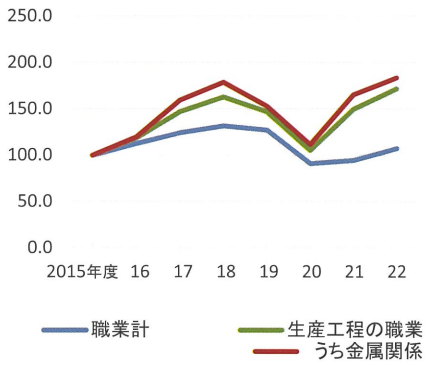

■新規求職者数の推移

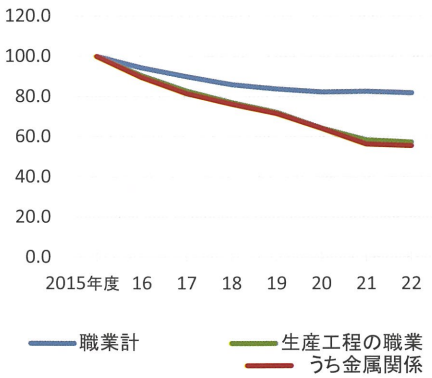

資料出所：厚生労働省「一般職業紹介状況」、文部科学省「学校基本調査」

金属産業の賃上げと初任給は大幅引き上げ

- 金属労協の加盟組合(3,050組合)では、85.7%の組合が賃上げ(ベア等)を獲得しており、組合員299人以下の組合で81.2%に達しています。賃上げ額の平均は規模計で10,324円(前年比1,194円増)、300人未満の組合でも9,278円(前年比1,323円増)となっています。
- 労働組合がなく、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者についても、労働組合のある企業と同様に賃上げを行い、適切に価格転嫁することによって、バリューチェーン全体で生み出した付加価値を適正に配分する必要があります。
- 金属労協の集計対象組合(53組合)のうち、高卒初任給を把握できる組合の平均は、2024年度198,041円から、2025年度211,744円へと、13,703円引き上げられています。人材獲得競争が激化する中で、とりわけ採用賃金は大幅に引き上げられており、均等・均衡待遇実現の観点から、こうした動向を特定最低賃金に反映し、非正規雇用で働く労働者等の賃金の底上げを図る必要があります。

■賃上げ獲得組合の比率と賃上げ額の推移

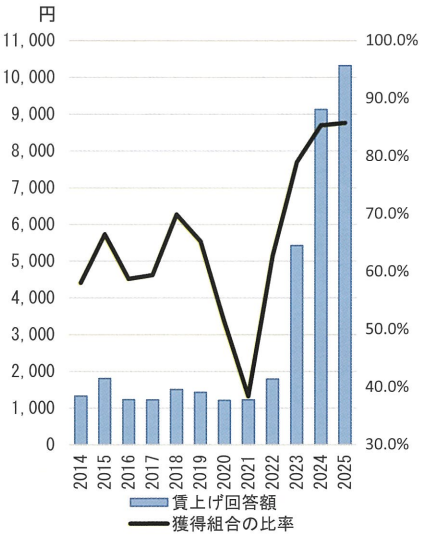

■規模別の賃上げ額の推移

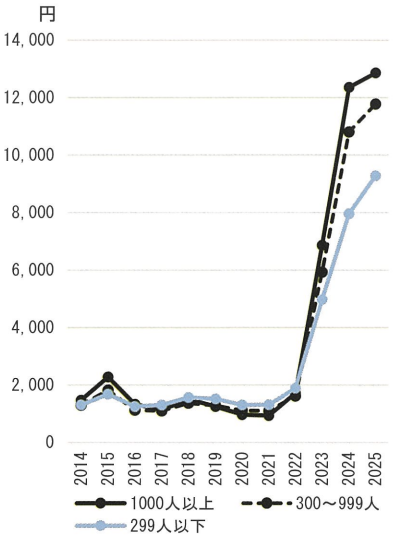

■初任給の推移

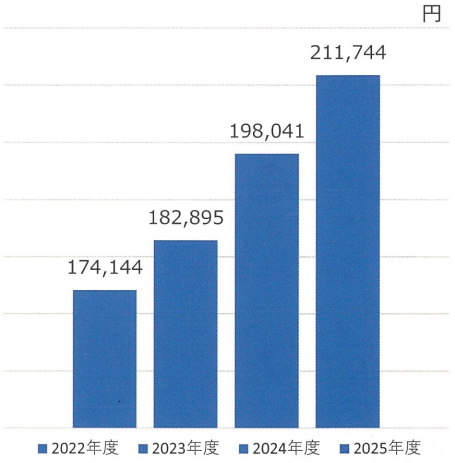

資料出所：金属労協

バリューチェーン全体の賃上げと適切な価格転嫁によって金属産業の競争力強化と経済の好循環につなげる

- 政府は、物価に負けない賃上げを行うことが、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要でありとの認識の下、その実現に向けて**「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」**を策定しました。
- 「指針」では、**労務費上昇の根拠**として**「都道府県別の最低賃金やその上昇率」**「**春季労使交渉の妥結額やその上昇率**」等を上げています。**特定最低賃金は、同じ産業の労使が締結した企業内最低賃金の水準や賃上げ結果を重要な参考資料として波及させる制度であり、労使交渉の手段を持たない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を確実に引き上げるための有効な手段です。**人材の確保・定着や実質賃金確保の観点から、産業全体で賃上げを実現し、適切に価格転嫁することによって、産業の健全な発展と競争力の強化、さらには経済の好循環につなげていく必要があります。

参考

○労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(2023年11月29日／内閣官房・公正取引委員会)

発注者としての行動③

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、公表資料(最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など)に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重すること。

○業界団体による「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画

金属産業の業界団体では、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定し、価格決定にあたっては、材料・エネルギー価格、労務費等の変動を考慮することを宣言しています。

法定最低賃金の第１号「静岡県缶詰製造業最低賃金」は、使用者のニーズによる業者間協定

1956年、米国からの低賃金輸出批判と他業種の進出による人手不足に対応するため、労働条件改善を迫られていた静岡缶詰協会は、初任給協定を締結しました。

政府はこれを参考に、業者間協定による最低賃金の導入を図り、その普及を受けて1959年に「業者間協定に基づく最低賃金」方式を中心とする最低賃金法案を制定しました。

静岡缶詰協会は初任給協定を最低賃金協定に切り替えて申請し、法定最低賃金第１号として決定されました。

当事者である産業の労使のイニシアティブ発揮で、産業全体の発展につなげていくべき

日本の賃金は、産業間・地域間の賃金格差が大きく、一律の最低賃金では実効性が低いことから、産業ごとに最低賃金が設定されてきました。1975年に全国に地域別最低賃金が整備された後も、当該産業労使のイニシアティブを重視する「新産業別最低賃金」として存続し、2007年の最低賃金法改正の際にも、「特定最低賃金」として制度を継続してきました。

特定最低賃金は、当事者である**産業の労使がイニシアティブを発揮することが求められています**。特定最低賃金の審議を通じて、地域の産業の実態・課題について深掘りした議論を行い、金属産業にふさわしい最低賃金を設定することによって、**産業の魅力向上とバリューチェーン全体の発展につなげていくことが重要**です。

	事　項	内　容
1947年(S22)	労働基準法制定	最低賃金に関する規定
1959年(S34)	最低賃金法制定	**業者間協定方式**が中心 ＊使用者による申請(労働者の関与なし)、産業別に設定 (第１号は「静岡県缶詰製造業最低賃金」)
1968年(S43)	最低賃金法改正	業者間協定方式を見直し(ＩＬＯに適合する公労使三者構成の審議会方式へ) ⬇(1967年度末：2,320件、適用労働者611万人) **大くくりの産業別最低賃金**の普及・拡大
1971年(S46)	地域別最低賃金の設定	地域別最低賃金の年次推進５カ年計画の策定(1971～1975年) (1975年度末までに全都道府県で地域別最低賃金を設定)
1975年(S50)	最低賃金制度のあり方論議スタート	中賃に「今後の最低賃金制のあり方について」を諮問 ＊地賃には、目安制度を導入 ＊産業別最低賃金は、地域別最低賃金との性格と機能分担について論議
1986年(S61)	新産業別最低賃金制度スタート	1986(昭和61)年の「中賃答申」により、**新産業別最低賃金(現行制度)**をスタート ＊**関係労使の申出・参加による審議会方式**へ
2004年(H16)	産業別最低賃金の見直し提起	「規制改革・民間開放推進３か年計画」に、産業別最低賃金の見直しが盛り込まれる
2005年(H17)	最低賃金制度の見直しスタート	労政審の下に最低賃金部会を設置。 「今後の最低賃金制度のあり方について」諮問
2007年(H19)	最低賃金法改正	約40年ぶりの最低賃金法改正 ＊地域別最低賃金の決定基準に生活保護との整合性を追加 ＊**産業別最低賃金は特定最低賃金として明確化**(運用方針は継承)

JCM Japan Council of Metalworkers' Unions
全日本金属産業労働組合協議会(金属労協／JCM)　議長　金子晃浩
〒103-0027東京都中央区日本橋2-15-10(宝明治安田ビル4F)
TEL：03(3274)2461(代表)　HP：https://jcmetal.jp/
問い合わせ：金属労協　政策企画局
発行：2025年6月

2025年　特定最低賃金の金額改正の必要性について
繊維機械、金属加工機械製造業（E263、E266）

2025年9月9日
ＪＡＭ北陸　飯塚　誠

１．特定最低賃金の意義と役割

特定最低賃金は、すべての労働者に適用される地域別最低賃金のようなセーフティネットとしての役割ではなく、**特定産業の「基幹的労働者」の最低賃金額を規制する役割**を持った賃金である。

また、企業の枠を超えて労働条件を決定するわが国で唯一の制度で「労使交渉を補完・代替」する役割があります。労働組合のある企業の賃金引き上げの結果を労働組合のない企業へも波及させることで、**当該産業全体の賃金の底上げとなり、公正競争の確保へつながります。また特定最低賃金を産業にふさわしい水準に引き上げることにより、産業の魅力向上、人材の確保・定着を図り、産業・企業の生産性向上と競争力強化につなげることができます。**

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは、対象者、役割・機能ともに異なる制度であり、**地域別最低賃金が大幅に引き上げられても、特定最低賃金の代わりを果たすことはできない。**

２．福井県内における当該産業の状況

①福井県の工業（令和5年（2023年）経済構造実態調査 製造業に関する結果報告書）

（令和6年11月・福井県未来創造部統計調査課）

	はん用機械器具製造業	割合	福井県全体
事業所数	49	1.9%	2,569
従業者数	821	1.1%	74,952
製造品出荷額等（百万円）	22,202	0.9%	2,562,445
付加価値額（百万円）	8,180	1.0%	830,100

	生産用機械器具製造業	割合	福井県全体
事業所数	182	7.1%	2,569
従業者数	4,068	5.4%	74,952
製造品出荷額等（百万円）	103,200	4.0%	2,562,445
付加価値額（百万円）	38,731	4.7%	830,100

②福井県鉱工業生産指数（令和７年６月分）　（令和７年８月25日・福井県未来創造部統計調査課）

直近の福井県鉱工業生産指数によると、はん用機械工業は昨年同時期を下回っています。一方、生産用機械工業は昨年同時期よりも上回っています。

	原指数				季節調整済指数		
	R6.6	R7.5	R7.6	前年同月比 %	R7.5	R7.6	前月比 %
はん用機械工業	92.5	94.0	81.2	▲12.2	77.4	84.4	9.0
生産用機械工業	73.2	104.6	103.0	40.7	100.9	121.6	20.5

令和２年(2020年)=100

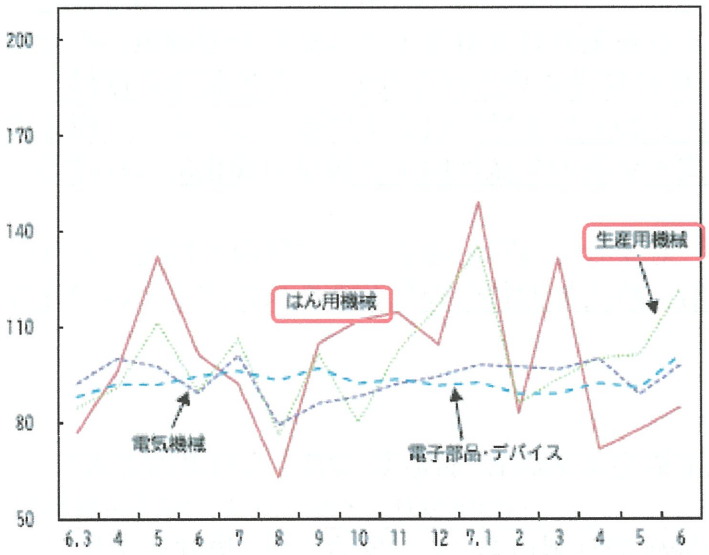

３．2025春季生活闘争 労使交渉の要旨

今年度の賃金引上げ交渉での各労使のやりとりを加盟単組に聞き取りしたところ、労使間で「定期昇給（または賃金構造維持）に加えて賃金の引き上げ（ベア）をおこなう必要がある」との認識は一致していた。昨年に引き続き、物価上昇や人手不足（新規採用・流出防止）、同業他社の動向が主な要因である。また原材料やエネルギー、労務費の価格転嫁が進んだことも後押しとなり、賃金引き上げにつながったところもある。

４．企業内最低賃金協定の改定状況

協定を締結している労使では「初任給水準と連動した金額での協定」を締結することを確認しており、2025春闘での賃金引き上げ結果を反映した労使協定を締結した。最賃協定を結んでいない労使では「賃金制度上、最低額が担保されている」ことから、あらためて協定を結んでいない。

５．2024 年度 全国の特定最賃（一般機械関係）の状況

前年度、金額改正を行わなかったのは、千葉県、愛知県、福井県、奈良県、長崎県である。またＢランクにおいて、地域別最低賃金が福井県の 984 円以上で特定最低賃金の金額改定を行ったのは 10 県（茨城県、富山県、長野県、栃木県、広島県、滋賀県、兵庫県、静岡県、群馬県、石川県）であり、改定後の対地賃に対する比率は、103.3％～107.2％である。

月換算（法定内計算）×173.8h	ランク	県名	2024年度特定（産業別）最低賃金結果								2023年度特定（産業別）最低賃金	
			時間額	引上	前年比	引上率	対地賃		2024地賃	引上	時間額	引上
							比率	格差				
187,009	A	千葉	1,076	－			100.0%	0	1,076	50	1,026	－
194,656	A	大阪	1,120	50	8	4.67%	100.5%	6	1,114	50	1,070	42
187,183	A	愛知	1,077	－			100.0%	0	1,077	50	1,027	－
183,359	B	茨城	1,055	50	9	4.98%	105.0%	50	1,005	52	1,005	41
179,883	B	富山	1,035	40	5	4.02%	103.7%	37	998	50	995	35
181,273	B	長野	1,043	49	11	4.93%	104.5%	45	998	50	994	38
183,359	B	栃木	1,055	48	11	4.77%	105.1%	51	1,004	50	1,007	37
185,966	B	広島	1,070	50	14	4.90%	104.9%	50	1,020	50	1,020	36
184,228	B	滋賀	1,060	47	12	4.64%	104.2%	43	1,017	50	1,013	35
188,921	B	兵庫	1,087	52	10	5.02%	103.3%	35	1,052	51	1,035	42
186,487	B	静岡	1,073	45	12	4.38%	103.8%	39	1,034	50	1,028	33
171,019	B	福井	984	－			100.0%	0	984	53	933	18
183,533	B	群馬	1,056	50	9	4.97%	107.2%	71	985	50	1,006	41
171,367	B	奈良	986	－			100.0%	0	986	50	936	－
183,185	B	岡山	1,054	49	16	4.88%	107.3%	72	982	50	1,005	33
189,790	B	香川	1,092	52	12	5.00%	112.6%	122	970	52	1,040	40
180,752	B	石川	1,040	40	11	4.00%	105.7%	56	984	51	1,000	29
185,966	B	徳島	1,070	50	7	4.90%	109.2%	90	980	84	1,020	43
185,618	B	島根	1,068	58	11	5.74%	111.0%	106	962	58	1,010	47
182,316	B	愛媛	1,049	52	18	5.22%	109.7%	93	956	59	997	34
175,886	C	山形	1,012	51	9	5.31%	106.0%	57	955	55	961	42
175,538	C	佐賀	1,010	36	(9)	3.70%	105.6%	54	956	56	974	45
165,631	C	長崎	953	－			100.0%	0	953	55	898	－
182,301	*	平均	1,049	48	10	4.78%	104.8%	46.8	1,002	53	1,000	37

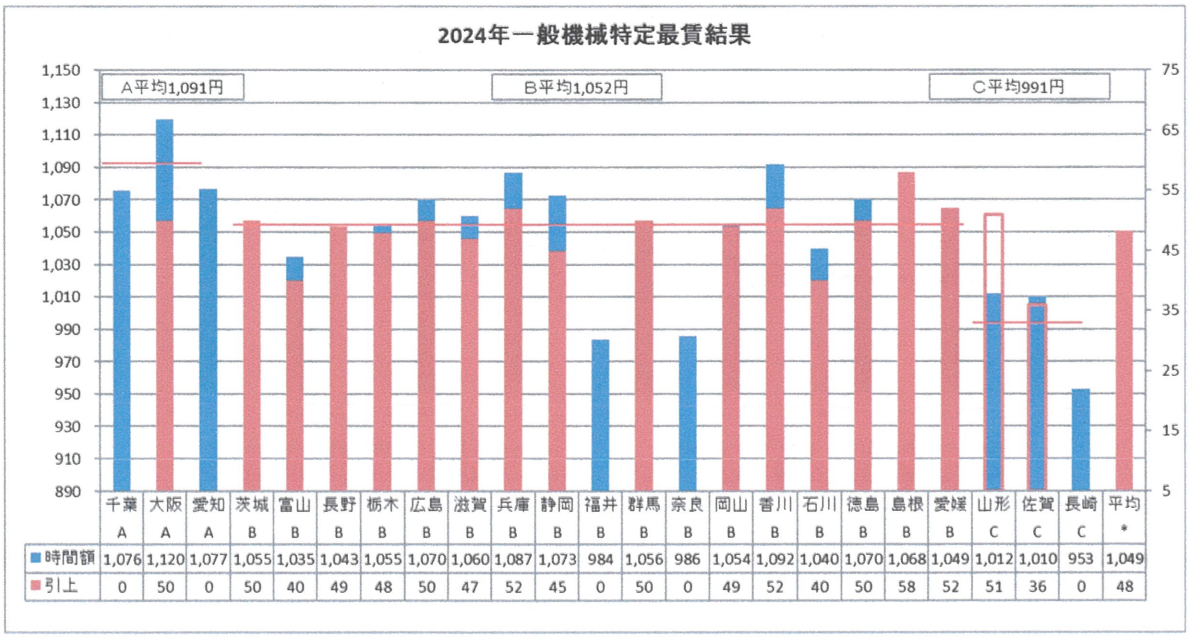

６．地域別最低賃金との優位性（福井県）

令和７年度における福井県特定最低賃金（機械）の地域別最低賃金に対する指数（地賃集計＝100）では、中位数は 123.0、第 1,10 分位数は 106.1 と優位性がある。また過去 10 年間の指数では常に 100 を上回っており経年比較でも優位性がある。【第 524 回資料-4、第 524 回資料-10】

調査年（毎年６月）	福井県特定最低賃金（機械）適用産業（地賃集計＝100）					
	平均賃金	中位数	第1，4分位数	第1，10分位数	第1，20分位数	最低賃金額（6月）
平成28年	120.4	131.2	134.9	126.2	122.1	112.2
平成29年	123.4	137.6	134.0	118.9	111.8	109.9
平成30年	117.2	129.2	124.7	113.9	109.0	108.5
令和元年	114.4	123.9	123.7	108.4	104.4	107.0
令和2年	107.1	126.5	127.6	116.0	105.3	105.4
令和3年	116.5	120.8	121.0	105.9	100.7	105.3
令和4年	112.3	128.5	124.4	115.6	110.5	101.9
令和5年	111.3	119.2	120.2	112.7	108.0	103.0
令和6年	135.4	129.3	127.4	112.8	109.5	100.2
令和7年	112.7	123.0	120.6	106.1	104.6	100.0

（出所：福井労働局　最低賃金に関する基礎調査）

第524回資料-4

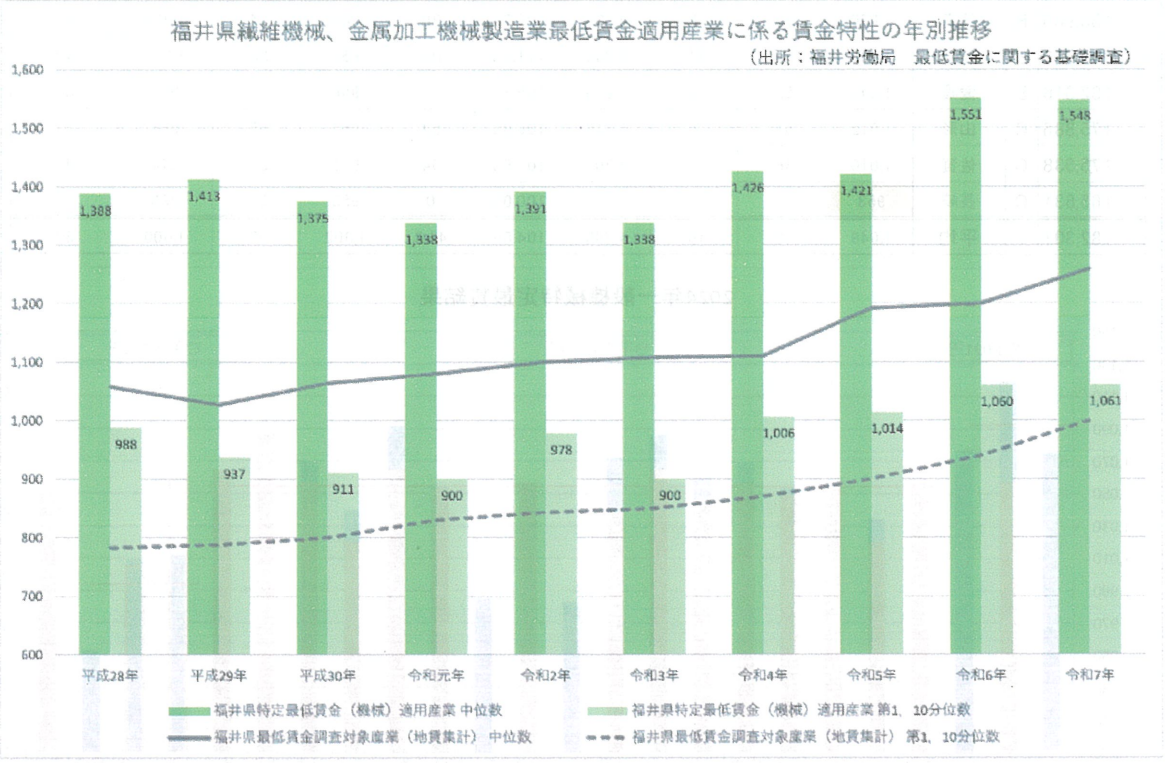

第524回資料-10

第524回資料-10

7．福井県内の高校卒業者の進路

少子化の影響もあり、高校卒業者数は年々減少しています。卒業者の進路のうち、これまで製造現場を支えてきた高卒就職者数の減少が顕著です。卒業者に占める割合は、平成27年度22.9%に対し令和6年度18.8%と10年間で4.1ポイント減少しています。

		卒業者の内訳					卒業者に占める割合				
	卒業者	進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他	進学 県内大学	進学 県外大学	進学 専修学校	就職者	その他
H27年度	7,348	1,511	2,608	1,259	1,686	284	20.6	35.5	17.1	22.9	3.9
H28年度	7,564	1,550	2,677	1,297	1,739	301	20.5	35.4	17.1	23.0	4.0
H29年度	7,365	1,557	2,626	1,316	1,602	266	21.1	35.7	17.9	21.8	3.6
H30年度	7,167	1,405	2,607	1,255	1,630	272	19.6	36.4	17.5	22.7	3.8
R1年度	7,260	1,432	2,701	1,220	1,655	254	19.7	37.2	16.8	22.8	3.5
R2年度	7,089	1,497	2,723	1,164	1,465	241	21.1	38.4	16.4	20.7	3.4
R3年度	6,705	1,361	2,652	1,159	1,284	250	20.3	39.6	17.3	19.1	3.7
R4年度	6,667	1,469	2,710	1,104	1,172	212	22.0	40.6	16.6	17.6	3.2
R5年度	6,515	1,357	2,635	1,097	1,231	195	20.8	40.4	16.8	18.9	3.0
R6年度	6,453	1,446	2,567	985	1,210	248	22.4	39.8	15.3	18.8	3.8

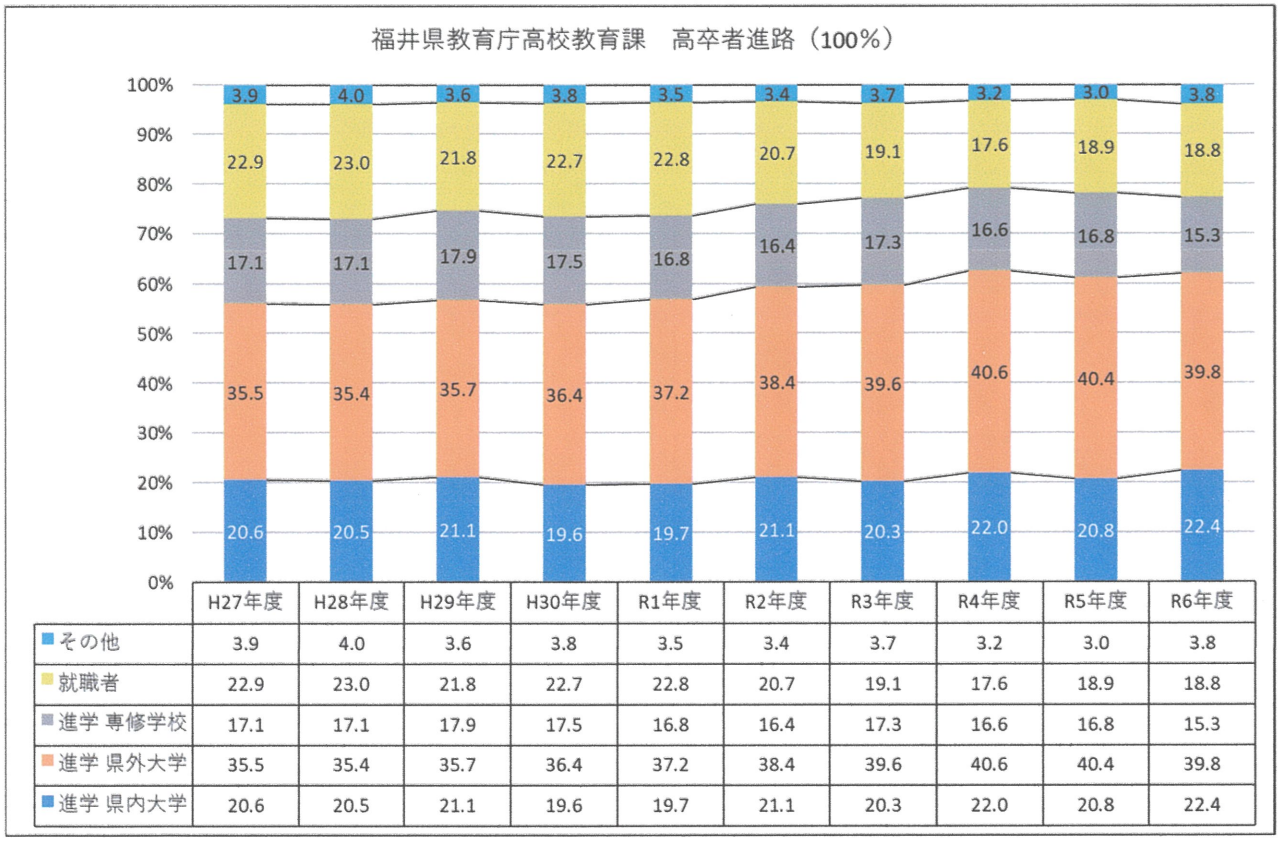

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
その他	3.9	4.0	3.6	3.8	3.5	3.4	3.7	3.2	3.0	3.8
就職者	22.9	23.0	21.8	22.7	22.8	20.7	19.1	17.6	18.9	18.8
進学 専修学校	17.1	17.1	17.9	17.5	16.8	16.4	17.3	16.6	16.8	15.3
進学 県外大学	35.5	35.4	35.7	36.4	37.2	38.4	39.6	40.6	40.4	39.8
進学 県内大学	20.6	20.5	21.1	19.6	19.7	21.1	20.3	22.0	20.8	22.4

8．おわりに

最低限の生活を保障するセーフティネットの役割を持った地域別最低賃金を上回る賃金の下限を特定産業に設定することは、当該産業の魅力を高めることとなり、製品や仕事の質の向上、当該産業の健全な発展につながります。将来的に労働力が不足していくことは確実で、当該産業に相応しい賃金水準を建設的に議論し、当該産業の賃金の底上げをおこなっていくことは、産業を持続していく意味でも大切な取り組みとなります。

以上のことから、特定最低賃金の金額の改正は必要であると考えています。